

島本町教育委員会 会議録（平成28年第3回 定例会）

日 時	平成28年3月3日（木） 午後1時00分～午後1時40分	
場 所	島本町役場 地階 第四会議室	
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員	
委 員 及 び 事 務 局 職 員	北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）島村課長、宮里主幹、藪内係長、瀧本主査、中谷 （教育推進課）畑参事 （子育て支援課）齊藤課長 （生涯学習課）吉田課長	
欠 席 者	高岡委員	
委 員		
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第11号議案	島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について
	第12号議案	平成28年度中学生チャレンジテストについて
	第6号報告	平成27年度教育費補正予算の臨時代理について
	第7号報告	平成27年度春季休業日中における児童生徒の指導について
	第13号議案	教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第11号議案、第12号議案、第13号議案	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり	
そ の 他	傍聴者なし	

教育長

本日、高岡委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席委員は2名です。

定足数を満たしておりますので、平成28年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、中川委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、中川委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第11号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

島本町立学童保育室設置条例につきましては、平成28年2月9日に開催しました第2回教育委員会定例会の第4号議案として、ご可決いただきました。条例改正に伴い、施行規則の定員について改正を行い、また、職員の規定につきましては、「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」との整合性を図るため所要の改正を行うものです。

現行の第2条では「1学童保育室について55人」と定められているところを「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、別表のとおり第一学童保育室と第二学童保育室が114人、第三学童保育室と第四学童保育室が108人と改めるものです。

懸念となっておりました第四学童保育室につきましても、前回の教育委員会定例会の後に第四小学校と改めて協議を行い、第四学童保育室についても1室増室することで調整ができましたことから、定員は全体で444人となります。

第12条の職員につきましては、「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条第3項に、放課後児童支援員の定義が定められておりますことから、条例との整合性を図るため改正するものです。

委員 チャレンジテストについて、当初は「評定の範囲」作成のため、中学1年生と2年生でテストを実施していたのが、平成28年度は中学3年生も実施するというので、実施時期や「評定の範囲」作成の扱いはどのようになるのでしょうか。

教育推進課参事 平成28年度の実施時期につきましては、中学1年生および2年生は今まで通り1月初旬に、中学3年生は6月23日に実施いたします。「評定の範囲」作成の扱いですが、大阪府が府内における「評定の範囲」を作成するため、中学1年生および2年生についてはこれまで通り本チャレンジテストの結果を使用します。中学3年生については、全国学力・学習状況調査を使用して「評定の範囲」を作成する予定でしたが、国から全国学力・学習状況調査を使用しないよう指導があったため、本チャレンジテストにて代用することとなりました。

委員 中学3年生が受けるのは初めてということですか。

教育推進課参事 中学3年生がチャレンジテスト受験対象になるのは初めてですが、現在の中学3年生は昨年度中学2年生の時にチャレンジテストを受けています。

委員 高校入試の際に必要な評定について、今後どのような扱いになるのでしょうか。

教育推進課参事 高校入試の際には、これまでは中学3年生時の評定のみが使用されており、現在の中学3年生までは同様です。しかし、今後現在の中学2年生は中学2年生および3年生時の評定が、中学1年生は中学1年生から3年生までの評定が求められます。

委員 平成26年度と27年度に実施した分は、「評定の範囲」の作成に使用されていないのですか

教育推進課参事 平成26年度実施分も「評定の範囲」の作成は行いましたが、試験的な実施であり、本格的に評定の公平性の担保に使用するはこの平成27年度実施分からとなります。

教育長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

（討論なし）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第6号報告「平成27年度教育費補正予算の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

学童保育室拡充に係る補正予算につきましては、平成28年2月9日に開催しました第2回教育委員会定例会の第5号議案として、ご可決いただきましたが、先ほどの第11号議案の中でもご説明させていただいたとおり、第四学童保育室についても1室増室することとなりましたので、補正額を変更することとなりました。

歳入につきましては、府支出金の府補助金における民生費府補助金で、前回868万7千円で補正計上したものを893万4千円に増額いたしました。

歳出内訳説明書につきましては、備品購入費において、第四学童保育室の備品を追加するため、前回161万4千円で補正計上したものを186万1千円に増額し、歳入・歳出ともに24万7千円を増額しています。

第四学童保育室の拡充につきましては、2月9日に開催した第2回教育委員会定例会後の調整となり、2月16日の町議会2月定例会の議案には間に合いましたが、それまでに教育委員会定例会を開催して議決を経る暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき教育長が専決処分をさせていただきました。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第7号報告「平成27年度春季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

平成28年2月29日付け、島教教第1654号にて、各学校長に春季休業日中における児童・生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう本文書及び府教育委員会からの通知文もあわせて通知し

ました。

本町の重点課題につきましては、これまでの「休業日中の指導事項」と大きく変わるものではありません。従来どおり、休業日中であっても、特に不登校や配慮を要する児童生徒に対する継続的支援、不審者や事故等における適切な対応、また、関係機関との連携について重点課題を示しました。とりわけ、このたびは、進学や学年の進級を機に、携帯電話を新たに所持することが多くなることが予想されることから、児童生徒がインターネット上の犯罪被害に巻き込まれないために、適切な対応ができるように指導すること、また、保護者に対しては、ルール作りやフィルタリングの加入について啓発を行うこと、などの点についての内容を増やしています。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第13号議案につきましては、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員退室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

第13号議案「教職員（一般職）人事について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[教職員（一般職）人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育長

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回教育委員会定例会を閉会いた
します。